# 豊島区内共通商品券
# 取扱マニュアル

豊島区商店街振興組合連合会
豊島区商店街連合会

# 1．豊島区内共通商品券について

・豊島区内共通商品券は、毎年４月１日、有効期限を２年間として豊島区内の取扱店舗で利用できる商品券として豊島区商店街振興組合連合会が発行しています。豊島区からの敬老お祝い品や各種イベントの景品等で活用されています。

・有効期限内の区内共通商品券は、取扱店舗において、１枚につき500円の商品またはサービスの提供が受けられます。ただし、おつりを出すことはできず、下記商品等には利用できません。

【利用できないもの】

有価証券カード、定期券、回数券、切手、ハガキ、印紙、出資、債務、税金、上下水道料、宝くじ、電気、ガス、受信料

（表面）

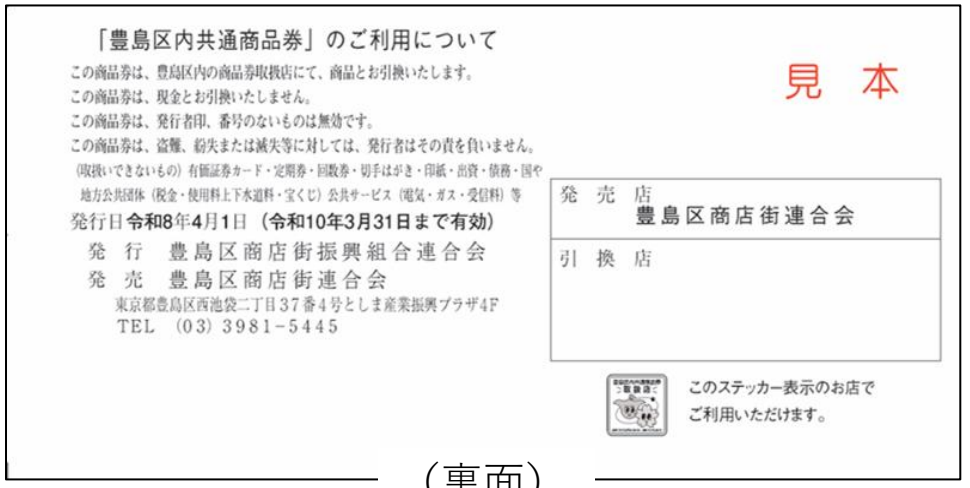


（裏面）

# 2．豊島区内共通商品券の取扱店について（その１）

・豊島区内共通商品券の取扱店は、豊島区商店街連合会に加盟する商店街（会）の加盟店の中から、各商店街（会）が右記「豊島区内共通商品券取扱い申込書」により申込を行った店舗です。

**豊島区内共通商品券取扱い申込書**　(新規取扱店)

豊島区内共通商品券の発行趣旨に賛同し、
商品券による商品引換取扱を承諾します。

振興組合・商店会 承諾日　令和　　年　　月　　日

豊島区商店街振興組合連合会　　御中

**商 店 会 名**
**（組合名）**　　印

商店街コード

（　必ずフリガナを記入してください。）

| ※（コード） | （フリガナ）会社名または商店名 | （フリガナ）代表者名 | （フリガナ）住所 | 電話及び携帯番号 | 業種 | 印 | 申込年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 〒<br>豊島区 | | | | |
| | | | 〒<br>豊島区 | | | | |
| | | | 〒<br>豊島区 | | | | |
| | | | 〒<br>豊島区 | | | | |
| | | | 〒<br>豊島区 | | | | |

※印は区商連が記入します。

# 2．豊島区内共通商品券の取扱店について（その２）

・取扱店になりますと、右記「豊島区内共通商品券会員証」をお送りします。
会員証には事務整理のための番号である商店街コード（４桁）と取扱店舗コード（６桁）が記載されています。
この番号は換金の際に必要となりますので、**会員証を無くすことのないよう保管してください。**

**・取扱店は、必ず左記「取扱店ステッカー」を店頭に表示してください。**

# ３．豊島区内共通商品券の受取りについて

・商品券を持参したお客様に、商品券と引き換えに１枚につき５００円相当の商品またはサービスを提供してください。

・商品券を受け取る際、**必ず有効期限を確認してください。**有効期限を過ぎたものは使用できませんので、お客様にその旨お伝えください。

・５００円未満の商品またはサービスを提供した場合でも**おつりを出すことはできません。**

・**商品券は絶対に現金と交換しないでください。**

・商品券でお買い物をするお客様も、現金等でお買い物をするお客様と同様に対応していただき、商品・サービスを限定しないよう（取り扱いできないものを除く。）お願いします。

# ４．引き換え後の商品券の処理

・商品と引き換えた商品券は、裏面の引換店欄に店名を記入、またはお店のスタンプを押してください。

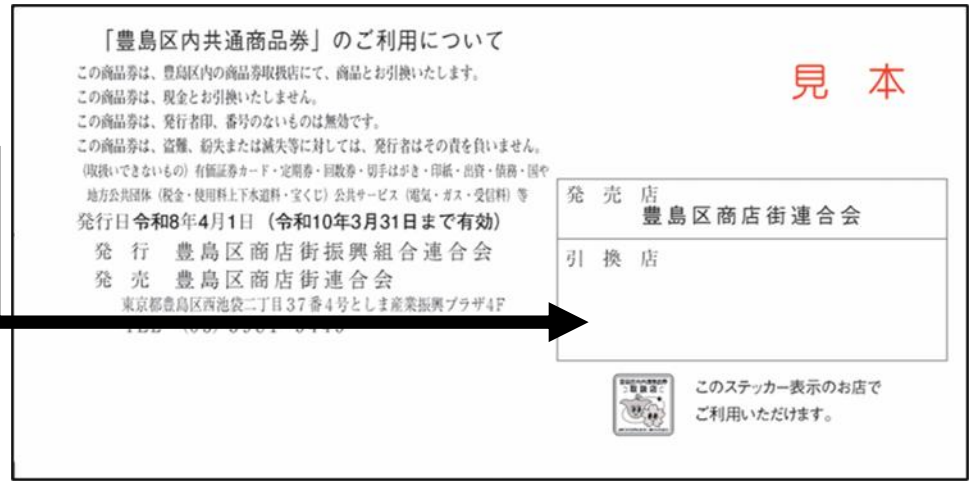

・商品券の右上隅をミシン目に添って切り取ってください。

※　商品券裏面の引換店が空欄の場合、金融機関は換金に応じませんので必ず記入またはスタンプを押してください。

　商品券右上隅の切り取りは、商品券の再販売（二度売り）を防止するためです。商品券の再販売は法令で禁止されており、違反すると処罰されますのでご注意ください。

# 5．商品券の換金

・引き換え後の処理を行った商品券は、次ページの金融機関において換金できます。

・「引き換え後の処理を行った商品券」と右記「商品券換金申込書」を金融機関の窓口に提出してください。
金融機関での処理後、お店の口座に入金されます。

・**換金期限**
**商品券の有効期限の2か月後までに換金してください。その後の換金はできません。**
例）商品券の有効期限　令和8年3月31日
　　換金可能期限　　令和8年5月31日

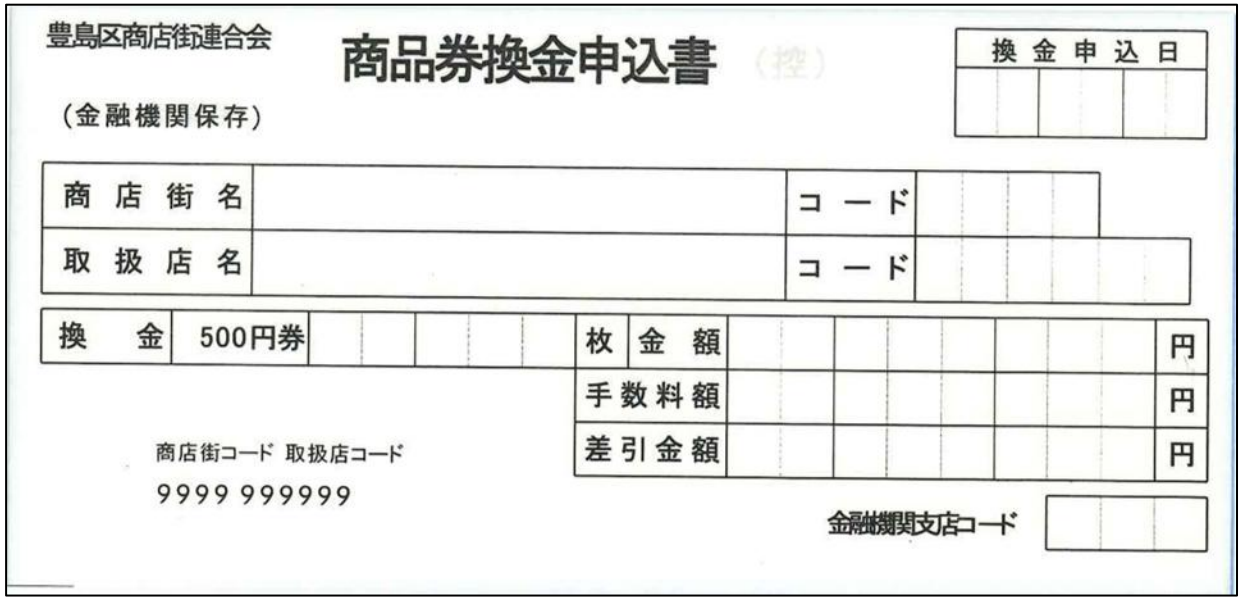
豊島区商店街連合会

商品券換金申込書（控）

（金融機関保存）

| 換金申込日 | | |
|---|---|---|
| | | |

| 商店街名 | | コード | |
|---|---|---|---|
| 取扱店名 | | コード | |

| 換金 | 500円券 | | 枚 | 金額 | | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 手数料額 | | 円 |
| | | | | 差引金額 | | 円 |

商店街コード 取扱店コード
9999 999999

金融機関支店コード

※　「商品券換金申込書」については、「商店街名」、「商店街コード」、「取扱店名」、「取扱店コード」が印刷されたものを各取扱店へ送付しています。追加が必要な場合は、区商連事務局（℡3981-5445）へご連絡ください。

# ５．商品券の換金（取扱い金融機関一覧）

## 豊島区内共通商品券取扱金融機関

| 金　融　機　関 | 本・支店 | 本支店コード | 住　　所 | 電話番号 |
|---|---|---|---|---|
| 巣鴨信用金庫（1356） | 本店 | 001 | 巣鴨２－１０－２ | 3918-1132 |
| | 大塚支店 | 002 | 南大塚２－３５－５ | 3944-1151 |
| | 池袋支店 | 004 | 池袋２－４８－１ | 3981-1201 |
| | 東池袋支店 | 012 | 東池袋３－２２－１７ | 3987-1201 |
| | 駒込支店 | 005 | 駒込３－３－２０ | 3918-1201 |
| | 椎名町支店 | 024 | 長崎１－２０－８ | 3959-1113 |
| | 池袋本町支店 | 030 | 池袋本町２－１５－１４ | 3987-2201 |
| | 北大塚支店 | 036 | 北大塚２－２０－１ | 3576-2611 |
| | 板橋駅前支店 | 037 | 北区滝野川７－５－７ | 3949-5141 |
| | 江古田支店 | 007 | 練馬区旭丘１－５５－１ | 3951-1121 |
| | 幸町支店 | 019 | 板橋区幸町１９－３ | 3959-1171 |
| | 早稲田支店 | 015 | 新宿区西早稲田３－１３－５ | 3203-5111 |
| 東京信用金庫（1349） | 本店 | 001 | 東池袋１－１２－５ | 3984-9111 |
| | 要町支店 | 008 | 要町１－１－１ | 3957-3161 |
| | 椎名町支店 | 009 | 南長崎３－２－１４ | 3953-4611 |
| | 東長崎支店 | 024 | 南長崎５－２８－４ | 3952-3151 |
| | 高田馬場支店 | 007 | 新宿区高田馬場３－２－１ | 3363-0711 |
| | 江戸川橋 | 016 | 新宿区山吹町２６９－３ | 3268-6161 |

| 金　融　機　関 | 本・支店 | 本支店コード | 住　　所 | 電話番号 |
|---|---|---|---|---|
| 城北信用金庫（1351） | 巣鴨支店 | 015 | 西巣鴨１－１２－１ | 3915-1151 |
| | 東池袋支店 | 123 | 西巣鴨１－１２－１ | 3989-1501 |
| 西京信用金庫（1336） | 池袋支店 | 003 | 西池袋１－４４－１ | 3971-0291 |
| | 雑司が谷支店 | 017 | 目白２－１６－１９ | 3982-5031 |
| 興産信用金庫（1305） | 城西支店 | 013 | 長崎１－９－３ | 3957-7271 |
| 東京シティ信用金庫（1311） | 池袋本町支店 | 025 | 池袋本町２－３９－１２ | 3986-2831 |
| 朝日信用金庫（1303） | 西巣鴨支店 | 006 | 北区滝野川６－３－１ | 3916-5241 |
| | 神明支店 | 032 | 文京区本駒込５－７３－１０ | 5685-5011 |
| | 板橋支店 | 007 | 板橋区熊野町１１－８ | 3957-2101 |
| | 大塚支店 | 037 | 文京区大塚５－９－２ | 3947-3555 |
| 西武信用金庫（1341） | 新江古田支店 | 030 | 新宿区西落合４－２５－８ | 5988-5651 |
| 東京三協信用金庫（1333） | 本店 | 011 | 新宿区高田馬場２－１７－３ | 3200-7121 |
| | 池袋支店 | 023 | 西池袋５－４－６ | 3984-3551 |
| 大東京信用組合（2248） | 大塚支店 | 012 | 北大塚１－３４－１２ | 3918-6411 |
| 全東栄信用組合（2202） | 下板橋支店 | 010 | 池袋本町４－３７－９ | 3986-0171 |
| | 東長崎支店 | 005 | 南長崎５－１０－１４ | 3951-9111 |
| 第一勧業信用組合（2254） | 巣鴨支店 | 003 | 巣鴨２－４－２ | 3918-0401 |

# ６．その他
## （１）共通商品券取扱店の確認

・毎年5月から6月にかけて、各商店街（会）会長へ、取扱店の変更の有無について、右記により照会しています。商品券利用者の利便性を確保するため、最新の状況把握にご協力をお願いします。

**回答欄：登録店の変更･･･ あり ・ なし**（該当に〇をして下さい）　**確認日　月　日　確認者 氏 名** ＿＿＿＿＿＿＿＿

**変更が無い場合も、変更なしでご回答ください。**

| No.3 | 〇△□商店街 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 加盟店コード | 所　在　地 | 業　種 | 区内共通商品券取扱（〇・×） | 加　盟　店　名 | 代　表　者　名 | 電話番号 | 備　考（休廃業・年月日等） |
| 1 | 豊島区〇〇 1－2－3 | 青果 | × | 豊島区商店 | 〇〇 〇〇 | 3981-1112 | 事情により、商品券取扱を中止 |
| 2 | 豊島区〇〇 2－2－8 | 呉服 | 〇 | （株）豊島区振興 | | 981-1118 | |
| 3 | 豊島区〇〇 3－15－2 | 印章 | 〇 | （有）豊商事 | 〇□ ◇〇 | 3981-1113 | |
| 4 | 豊島区〇〇 3－17－3 | 蕎麦 | × | 池袋蕎麦店 | ☆□ ◇〇 | 3981-1114 | R7年12月13日～休業中 |
| 5 | 豊島区〇〇 2－15－4 | カメラ | × | 池袋カメラ | 〇△ 〇□ | 3981-1115 | R8年2月1日閉店 |
| 6 | 豊島区〇〇 3－31－5 | 漢方 | 〇 | あずま漢方薬局 | 〇□ ◇〇 | | |
| 7 | 豊島区〇〇 1－15－6 | 中華料理 | 〇 | 三色ラ | | 〇 | |
| 8 | 豊島区〇〇 3－20－12 | 生花 | 〇 | フラワー | | 〇 | 3981-1218 |
| 9 | 豊島区〇〇 2－3－8 3－24－3 | ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ | 〇 | （有）とよしまクリーニング | 〇△ 〇□ | 3981-1119 | R8年4月10日 移転により所在地変更 |

**・商品券の取扱いをしなくなった場合**
**「商品券取扱中止」と理由を記入**

**・休業の場合**
**線で抹消し、備考欄に**
**「RO年〇月〇日～休業」と記入**

**・閉店の場合**
**線で抹消し、備考欄に**
**「RO年〇月〇日閉店」と記入**

**※区内共通商品券取扱について**
**現在商品券を取扱中の場合は「〇」を**
**取り扱いを中止している場合は「×」をし**
**理由を備考欄に記入 してください！**

**・移転等一部分修正の場合**
**修正部分を線で抹消し訂正**
**備考欄に理由等を記入してください。**

# ６．その他
## （２）取扱店の登録事項の変更届について

・店名変更、移転等登録内容に変更があった場合には、右記「豊島区内共通商品券取扱店登録事項変更届」を作成いただき、区商連事務局へ提出してください。

**豊島区内共通商品券取扱店　登録事項変更届**

令和　　年　　月　　日

豊島区商店街振興組合連合会
豊島区商店街連合会　　御中

豊島区内共通商品券取扱店の登録事項に変更がありましたので、下記のとおりお届けいたします。

| 商店街コード |
| --- |
| |

**商 店 会 名**

**理事長・会長**　　印

記

【変更前】　※ 必ずフリガナを記入してください。

| （店舗コード） | （ フリガナ ）<br>会社名または商店名 | （ フリガナ ）<br>代　表　者　名 | （ フリガナ ）<br>所 在 地 | 電　　話 | 業　種 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | | | | | |
| | | | 豊島区 | | |

**【変更後】**

| （店舗コード） | （ フリガナ ）<br>会社名・商店名 | （ フリガナ ）<br>代　表　者　名 | （ フリガナ ）<br>所 在 地 | 電　　話 | 業　種 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | | | | | |
| | | 印 | 豊島区 | | |

**変更日　令和　　年　　月　　日**

# 問合せ

豊島区商店街振興組合連合会
豊　島　区　商　店　街　連　合　会

事務局　電話　03-3981-5445
FAX　03-3981-7749
mail　kushouren@a.toshima.ne.jp